

第1部

国立大学のシラバス作成を巡る諸問題

—シラバスを中心とした大学教育改革の評価研究—

調査研究報告

国立大学のシラバス作成と問題点

—シラバスを中心とした大学教育改革の評価研究—

調査研究報告

<調査の概要>

国立学校財務センター研究部では大学改革推進経費（カリキュラム改革調査経費）により「シラバスを中心とした大学教育改革の評価研究」を行うこととし、国立大学を対象にアンケート調査を実施した。

調査表の作成に当たっては、喜多村和之国立教育研究所教育政策研究部長、館昭学位授与機構教授、池田輝政大学入試センター教授（現在メディア教育開発センター教授）、吉本圭一放送教育開発センター助教授（現在九州大学教育学部助教授）のご協力を戴いた。

調査を依頼したのは98の国立大学すべてであり、平成7年度現在で記入をお願いした。このうち東京大学を除く97大学から回答があった。調査の対象としたのは学部346、6学群6、分校5、研究科（独立大学院）44、その他10の合計411部局である。

これに対し、回答があったのは学部327（学科2内数）、学群3、学類13、研究科42（専攻4内数）、その他16の合計407部局であった。調査の依頼数と回答数に喰い違いがあるのは、学部単位でなく、大学単位で回答があつたり、学部や研究科でなく、学生部や共通教育センターなどがシラバス編成に携つてたりするためである。

調査票及び回答結果は資料として掲げた。それからも分かるように、調査票は当方が予め設定した選択肢の中からその一つを選んでいただく設問と、当方の質問に対するご回答を自由にご記入いただく設問とからなっている。

選択肢を選ぶ設問に対する回答については、各選択肢ごとの回答数及びそれが回答総数に占める比率を回答集計表に掲げた。

他方、記述を依頼する設問に関しては、記述の内容を自由記述表に示した。なお、これについては幾つかの類型に分類し、それぞれの類型に含まれる件数を回答の概要に記した。この場合は、一つの部局が幾つもの見解を記入していることがあるため、回答件数の合計は回答部局数と一致しない。そのため、類型別の回答数を数え上げるにとどめ、回答総数に占める各類型の割合は示さないことにした。

以下、回答の概要について記す。

<回答の概要>

I. 大学全体でシラバスを作成している部局

「大学全体でシラバスを作成している」という回答は238部局(69%)で当該設問に対する回答数全体の3分の2を超えていた。「大学全体では作成していない」は3割弱の97部局(28%)、「その他」は10部局(3%)にとどまった。

II. 部局単位でシラバスを作成している部局

「学部または大学院研究科単位でシラバスを作成している」という回答は286部局(77%)で回答数全体の約4分の3、「作成していない」は約2割の74部局(20%)、「その他」は12部局(3%)であった。

III. シラバスを作成しない、もしくは作成できない理由

「現在検討中で近く作成する予定」という回答が一番多く、22件である。他に「学部・学科・研究科が新設されたばかりなので」「学部・研究科の改組が進行中なので」といった回答が7件あるが、その中の3件は「事態が落ち着き次第作成したい」という意向を示している。さらに「カリキュラムの改訂中ないしは移行期間であるため」とするものが3件ある。

作成しない理由としては「講義要項・学生便覧・履修要項、履修の手引きなどで説明している」が主で13件、「ガイダンス等で説明している」が2件、「予算の裏付けがないため」が1件である。また、すべて農学系の連合研究科であるが、「研究指導のみを行っており、授業科目を開設していないため」というところが5件ある。

さらに、「授業の内容や形態がシラバスになじまない」「必要を認めない」などシラバス作成に否定的な態度を示したところが5件あった。「教官の協力が得られない」というところが2件ある。この他に「特に理由はない」というところも2件あるが、これも消極的なグループに含めてよいであろう。

IV. シラバスが作成されない場合の科目選択のための情報提供の方法

「シラバスが作成されない場合、科目選択のための情報提供の方法」としては、講義概要等を配布するというタイプが圧倒的に多く、93件の回答中70件を占めた。その名称としては講義概要の他、講義要綱・講義題目・教授要目・授業要旨・授業概要・授業要覧・履修要覧・履修便覧・授業内容一覧・授業科目一覧・授業科目内容概略・授業科目概要、教科の手引き・開講科目概要・教育要綱・教育目標・履修要項など実に多彩である。配布の形態としては独立した冊子とするものもあるが、学生便覧・学部要覧・学部便覧などに掲載するというのも少なくなかった。このタイプには学期初めの2週間自由に聴講してから選択してもらうという回答を含めたが、後述するガイダンスと併用するタイプを含めれば77件ということになる。

次はガイダンスないしは教官あるいは事務室を通じて情報を提供するというガイダンス・タイプが9件あり、講義概要等の配布とガイダンス等を併用しているという併用タイプが7件であった。これ以外のタイプが7件あるが、これには「全専門教育科目が必修である」「単位制をとっておらず、科目選択のための情報提供は行っていない」「各教官が授業開始時にプリントや口頭で説明している」が含まれている。

なお、医学部は全専門教育科目必修が普通であるが講義概要等を作成している場合は講義概要タイプに含めた。また、農学・獣医学の連合研究科は講座選択で科目がないとされるが、回答の内容によってガイダンス・タイプあるいはその他のタイプに含めた。

V. シラバスが作成されている場合

(1) シラバスの名称

「シラバス」が42%で最も多く、次いで「授業計画」が18%、続いて「授業要覧」が6%、「履修要項」が3%、「授業細目」が2%の順となっている。選択肢として掲げたもの以外にも「授業要項」「授業概要」「講義概要」などをはじめ実に多様な名称が用いられている。この中には「講義概要」「講義要綱」「授業要覧」など、「シラバス」導入以前から用いられていたのと同じ名称も使われている。「コース・カタログ」という名称を用いているところは1箇所しかなく、この用語が余り知られていないことを示唆している。

(2) シラバスに含まれている内容

「授業の概要」と「教科書・参考書の指示」は約97%とほとんどの場合に含まれている。次いで「授業の狙い」は9割近く、「成績評価の方法・基準」は8割近く、「各回ごとの授業のテーマ・内容」は7割強が含めている。この他に7割弱が「履修方法（必修・選択・自由等）」、約2／3が「授業担当教員から学生への要望」、5割が「履修資格」を含んでいる。このほかに「課題・レポートの指示」が約3割、「予習・復習の指示」が2割強、を含むものが20～30%ある。「オフィスアワーの指示」は9%と意外に少なかく、我が国ではまだあまり普及していないことを示している。

(3) シラバスの頁数

「シラバス全体の頁数」では回答した部局の88%が51頁から400頁の間に集中しており、おおむねこの程度の大きさと見ることができる。しかし、中には400頁以上の厚いシラバスも1割以上ある反面、50頁以下の薄いものも6%程度見られる。百頁ごとに分類すると最も多いのは101～200頁の33%である。「科目当たりの頁数」では0.6～2.0頁のものが6割近くを占め、次いで3割弱が0.5頁以下であり、2.1頁以上のものは極めて少ない。このことから「科目当たりの頁数」は1頁か半頁のものが普通であることが知られる。

(4) シラバス作成の目的

ほとんどの場合に挙げられているのが「学生の学習準備のための情報提供」で306部局(97%)、それに近いのが「学生の科目選択のための情報提供」の289部局(92%)である。次いで半数前後が挙げているのが、「教官の授業内容の調整」の191部局(60%)、「カリキュラム検討のための資料」の148部局(47%)である。ほかに挙げられているのが、「その他大学改革のための資料」の87部局(28%)、「図書館の学生利用図書購入のための資料」の73部局(23%)、「学生による授業評価」の50部局(16%)である。

(5) シラバスの作成について

ア) 作成の要領及びスケジュール

シラバス作成の時期に関しては、ほとんどの部局が年末の12月に原稿を締め切り、年度末の3月までに校正と印刷を済ませ、新学期初めの4月に学生及び教職員に配布することとしている。

イ) シラバス作成にかかわった教職員数

教官については5人以下から100人までと幅広く分散している。これは教官の数や作成の仕方が違うということもあるが、「作成にかかわった」という意味の受け取り方に違いが生じた結果とも考えられる。少しでも関係したという意味に解すれば、各人から申告させる場合教官全員がかかわったことになるし、実際に取りまとめの任に当たったという意味に解すれば数人となるからである。

これに対して事務官の場合には5人以下が249部局(82%)と圧倒的であるが、これは取りまとめの作業に携わった人数という意味であろう。6人以上が2割弱の54部局(18%)あるが、そのうち11人以上は10部局(3%)にとどまる。11人以上というのは主に大学全体で作成する場合、各学部と本部で取りまとめの事務に携わった者の数と解されよう。

ウ) 作成で最も苦労した点

「特になし」とするものが31件あった。苦労した点で最も多く挙げられたのは「原稿の依頼と回収」であった(74件)。「原稿の提出が遅く、締め切りが守られない」「校正の段階で内容の訂正や追加をする」といったことがその主な理由であるが、特に非常勤教員や複数教員による科目担当の場合が大変のようであった。

2番目に多かったのは「シラバスの記載内容と記載の要領、様式や項目、範囲などをどうするか」ということであった(51件)。これに「学生にわかり易い内容にすることに苦労した」(12件)を加えると、「原稿依頼と回収」に匹敵する数となる。

3番目に多かったのは「編集・校正」に関わるもので(43件)、その内容は「手書き原稿のワープロ入力」「ワープロの機種が異なることへの対応」「電子メール編集の予定が不可能になったこと」「コンピュータ編集のプログラミングに苦労した」など、技術的な問題が主である。

4番目は「教員の協力をどう取り付けるか」という問題で（25件）、「シラバス作成についての教員の合意形成」「授業内容及び時間帯の調整」「担当教員の選定」「不協力あるいはさぼり教員への対応」などからなっている。

5番目は「予算不足」に関連するもので（8件）、予算の不足が「ページ数や版の大きさなどの制約」「担当者の負担過重」などを招く結果となっている。また、以上のような諸問題に加えて、「学年末の多忙な時期と重なるため、時間的余裕少ない」ことを挙げたものが6件あった。

また、「新任予定者や退任者の担当科目、2～4年先の開講予定科目など、担当者が未定の場合、そのシラバスをどう扱うか」「講義内容未確定といわれた場合にどう対処するか」といった問題も8件挙げられていた。その他に「配布対象学生の選定」などが4件あった。

(6) シラバスの配布先・利用法

294部局が「学生全員に配布」、これにほぼ近い287部局が「教官全員に配布」、106部局が「図書館等に備え付け」、39部局は「利用希望学生にのみ配布」で、77部局が「その他」の方法をとっている。「その他」の内容は不明であるが、その多くはデータ・ベース化などの方法によるものであろう。「図書館等に備え付け」「その他」の方法をとっている部局の多くは同時に教官・学生全員に対する配布もしていると見られる。

(7) 予想された効果と実際

「目的通りに活用されているか」という設問に対する回答は、「はい」が269部局（88%）、「いいえ」が5部局（2%）、「その他」が32部局（10%）にとどまった。他方「予想通りの効果があったか」という設問に対する回答は、「はい」が248部局（83%）、「いいえ」が6部局（2%）、「その他」が45部局（15%）であった。いずれの場合も、肯定的回答が圧倒的多数を占め、否定的回答は前後でごく少数であるが、「その他」という答えを選んだ部局が1割強存在する。その内容は不明であるが、どちらかといえば否定に近いものか、あるいは肯定・否定の両面があつて断定できない場合とみてよいであろう。

(8) シラバス作成の評価について

ア) 作成して良かったと思われる点

「特になし」という答えは6件にとどまり、他に「初年度であるため、あるいは次年度から実施予定であるため、評価できない」「アンケート調査中」といった回答が11件あった。それ以外のところは「作成して良かったと思われる点」を挙げているが、その圧倒的多数を占めているのは学生及び教官にとってメリットがあったとするものである。

学生にとってのメリットを挙げたのは200件に及んだが、「科目選択の判断がしやすく、学習準備に役立つ」、「カリキュラムの全体像及び授業の概要が理解できる」、「体系的履修が可能となった」などというものがほとんどであった。

教官にとってのメリットを挙げたのは122件を数えたが、「他科目の内容が分かり、自分の授業構成の参考になった」「計画的に授業をするようになった結果、授業の内容や方法が改善し易くなった」「学生が予習してくるため、教育目的達成しやすくなつた」「予め情報が与えられているため、授業の進め方に関する学生の質問が少なくなつた」「冷やかし的受講や学期途中での脱落者が少なくなつた」など教官個人にとってもメリットが大きいことが指摘されている。

それと並んで、「授業内容の重複が分かり、調整が可能となつた」「教官の意識改善が促され、学部の取り組みに統一性が出てきた」「学部・研究科の授業内容の全容が把握でき、今後のカリキュラム改革に役立つ」など、部局としてのメリットも数多く挙げられている。

学生・教官の双方に共通するメリットとしては「講義内容が明確になり、共通理解が深まり、相互の誤解が少なくなつた」ことなど4件が挙げられている。また、「大学全体としての体系的教育を施す上で有益である」「独立研究科の授業内容を研究科以外の教官・学生に知らせることができる」「専門学部と共通教育（教養部）との相互理解を進めるのに有用である」など、部局の枠を越えたメリットも4件指摘されている。

「事務担当者が授業の内容や予定を理解できるため、学生や外部からの照会に対して対応がしやすくなつた」「履修届けを早く締め切ることができるようになった」「図書館の学生用図書購入の資料として参考になる」「学生部による学生ガイダンスの資料としても役立つ」など、事務官にとってのメリットを挙げたものも9件あった。

さらに、「社会に対して大学の授業を公開することにもなり、本学の教育内容を理解してもらうのにも使える。大学の学部・学科の内容が外部の人にも理解できる。受験生、科目履修生などをはじめ、学外者に対する情報提供資料としても役立つ」など情報公開にとっての有用性を指摘したものも13件に上っている。

その他としては「とにかく作成し続けてきたこと」「学生・教官に対する情報が増えたこと」「学生及び教官に対する一般学習目標の周知」「データベース化による経費の節減」「インターネット利用コミュニティが広がった」「従来のものに比して内容が充実した」「学生及び教官共に積極的に活用している」「いろいろなことに利用できる」といったものが10件あった。

イ) 作成した結果、マイナスと思われる点

「作成して良かったと思われる点」を挙げたところと比べてはるかに少なく、「特になし」という回答が150件を数えた。他に、「はじめてなのでまだ評価できない」という趣旨の回答が5件あった。

マイナス面として一番多かったのは「シラバスと実際で食い違いが生じる」、「途中で変更が困難なために、授業の進行が制約され、授業が硬直化したものとなる」というもので36件あった。次に多かったのは「時間・費用・労力など資源の無駄使い」というもので23件、三番目が「大部にすぎ、重すぎるため、携帯に支障が生じる」など、取扱に不便と

いうもので16件あった。

他には「字数制限のため説明不足になったり、記述が大まかになりがち」（4件）、「独自の内容を出しにくい」（4件）、「十分活用できなかつた、活用されていない」（3件）であり、最後に「その他」が9件あった。

(9) シラバス作成の受止め方

ア) 学生の受止め方

「特になし」が4件、「調査中あるいは調査していないため、把握していない」「不明」「不詳」とするものが16件あったが、それ以外では好意的な受止め方をしているという回答が圧倒的であった。ただし、必ずしも学生に対するアンケート調査等を踏まえたものではなく、回答者の印象を記したものの方が多いようであった。

好意的に受止めているという回答のうち、「良好、好評、好意的、肯定的、有意義、不可欠、参考になる、喜ばれ便利、役立つ、評価、歓迎、必要」（86件）、あるいは「活用されている」「利用されている」（10件）など、抽象的な表現で評価しているものが96件であった。

具体的な評価として最も多かったのは「予め授業内容を知ることにより科目選択がし易くなり、計画的な単位取得が可能となった」とするもので66件であり、これに「事前に授業の概要や目的・狙い、あるいは試験方法、テキスト、参考書、学習のポイントなどがわかる」（45件）「学習計画が建て易く、学習準備がし易くなった」（43件）、などが続いている。「学部・学科の講義体系把握に役立つ」「他の学部や専攻の授業内容を知ることができる」といったものも4件あった。

学生が否定的に受止めているという回答も数は少ないが散見された。その具体的な内容は、「重くて持ち運びに不便である」「詳細に過ぎて読みにくい」「携帯し易いものにしたい」「十分に活用されているとはいえない」「大多数の学生は関心がなく、参考にしていない」「不要」（11件）、「実際の授業がシラバス通り行われていない」「白紙の科目がある」（8件）、「さらに詳しいものが欲しい」「もっと充実させてもらいたい」（8件）などである。

以上の分類に入らぬものが8件あったが、その内容は「専門科目が多く、選択の余地がない」「各授業科目の概要是理解されるようになったが、科目間の連関については理解されていない」「シラバスは作成されて当然である」といったものであった。

イ) 教官の受止め方

教官の受止め方も学生ほどではないが概して好意的であり、「有意義、必要、良好、好意的、肯定的、好評、有用、基本的に賛成」などとするものが47件にのぼった。具体的な評価は次の3点に集中した。「他の教官の授業内容が把握できる」「重複を避けるための調整が図れる」「教官が相互に授業をわかり合える」など52件。「学生への情報提供として好評」「履修の手引きとして有用」「学習効果高まり学生の教育上有益」「授業に入り

やすい」「学生とのコミュニケーションが容易になった」など51件、「教育内容・方法の改善に有効」「授業に取り組む意識が明確となった」「授業が計画的・系統的になった」など53件がそれである。それ以外では「教育研究体制や授業内容の見直しに有用」「情報公開など大学改革に役立つ」「学部運営が円滑に動くようになった」といったものが7件あった。

他方、批判的ないしは反対の見解は35件であったが、その理由は「作業量多く、手間・暇がかかり、面倒」「書式に縛られ書きにくい」「費用がかかり、研究費から差し引かれる」「学生にそれほど利用されていない」「数ヶ月前あるいは1年前に記述しなければならない」「シラバスに制約され、授業の弾力性が失われる」といったものである。

なお、賛否両論的な回答も27件あったが、これには「当初反発が強かったが最後には協力が得られた」というケースも含めた。また、「特になし」「意見無し」「調査していないので評価できない」などというものが10件あった。さらに、「今後改善したい」とするものが13件あったが、その主要な内容は「1頁では書き切れないでより詳細なものにする」「厚すぎるのでスリムにする」「パソコン入力する」などである。

ウ) 事務官の受止め方

事務官の受止め方も好意的なものが圧倒的に多い。「良好、好意的、好評、有意義、不可欠、必要、当然、役立っている」など、抽象的な表現のものが35件、具体的な評価としては最も多かったのが「学生の履修に対する指導助言に便利」とするもので59件、次いで授業の予定把握、教室等の準備、教員との連絡、カリキュラムガイダンスの簡略化など「教務事務の効率化」を挙げるものが30件、「授業内容の把握」によりカリキュラム編成や再検討の資料として役立つといったものが27件であった。

この他に「学生への情報提供が履修科目の選定などに役立つ」といった“学生サービス”的向上を挙げたものが24件、「外部からの問い合わせへに対応し易い」「外部へのアピールに使える」など“情報公開”に役立つとするものが21件、さらに「学生、教官、事務官の間の相互理解が深まる」など“教育全般への寄与”を挙げたものが4件あった。

マイナスの評価としては「事務量の増大」を挙げたものが最も多く27件、「費用がかかり過ぎる」「予算措置が必要とする」が6件、「教官の教育意識が乏しく、協力得られない」としたもののが2件あった。

その他に「意義は認めるが改善の余地あり」とするものが意外に多く、38件を数えた。その主要な内容は「より具体的なものにする」「もっと簡潔なものにする」「教官による精粗の差を無くす」「教官が電子メールで提出、データベース化したものを端末検索できるようにし、印刷製本代を節約する」「冊子は図書館等におき、学生に配布するのはやめる」「教官との連絡を密にする」「分冊にする」「サイズや厚さを工夫する」「記載内容、編集体制、配布方法等を再検討する」といったものである。

最後に「特になし」「変化なし」などとするものが25件、その理由は不明であるが、「評価できない」とするものが7件であった。

(10) シラバスの作成に要した経費について

ア) 「シラバスの作成に要した経費」

262 部局 (92%) が300 万円以下であり、特に200 万円以下に約 3 / 4 の219 部局 (76 %) が集中している。301 万円以上が26部局 (8 %) 、501 万円以上が14部局 (5 %) など、少数だが極めて高額のところがある反面、50万円以下の小額のところが79部局 (27%) も存在する。こうした散らばりは主に前述した「シラバス全体の頁数」を反映したものと見られる。

イ) 作成に関してどのような予算措置が必要と考えるか

「特になし」「必要なし」「不要」が13件あったが、必要とするものがほとんどであった。その圧倒的大部分を占める106 件が「特別の予算措置が必要」だとしており、他に「学生当たり積算校費の単価アップ」を求めていたのが2 件あった。この他に、「大学全体で予算措置する」「全学的予算措置を望む」というものが13件あったが、これは当方の質問を学内限りでの予算措置と解したためであろう。

予算措置の具体的な対象を示したものとしては「印刷費」「印刷製本費」「ワープロ打ち込みや編集など編集経費」が32件でトップ、次いで「クライアントパソコン設置などデータベース化経費」「データベース更新経費」「インターネット化のためのサーバー及び管理者の経費」「学内 LAN システム構築の経費」「ソフトウェア開発経費」「電算処理経費」「シラバス情報のマルチメディア化経費」等を挙げたものが24件、「学生による授業評価の調査費」「他大学の実情調査費」などが3 件であった。

予算措置の要望ではなく、予算措置の現状を述べたものも若干あったが、「大学整備充実促進経費」「大学改革推進経費」「教育研究学内特別経費」などによるとするものが5 件、「学部で予算措置している」とするものが3 件、「特別な措置はしていない」「昨年要したのと同額を計上する」などが5 件であった。

最後に、「もう少し予算をかけるべきだった」「研究費に食い込まないようにしたい」「印刷方法などを工夫して経費を安くしたい」「学長裁量経費を早期に配分して欲しい」など反省点を述べたものが4 件あった。また、その他の回答が3 件あった。

ウ) その他、大学の教育内容・方法の改善を進めるのに必要な予算措置

「特になし」「特に問題はない」が20件あったが、要望は数多く、多方面にわたった。まず、ハード面では「教室等の不足解消」など“施設の整備”が19件、“設備の改善”が16件あったが、最も多かったのは「AV化」「ハイテク化」「マルチメディア化」「パソコン導入」など“教育機器の整備”的40件であった。その他に大学全体の「総合情報化」「ネットワーク化」「マルチメディア化」などを要望するものが14件あった。少ないものでは“教育環境の整備”が2 件、“消耗品の不足解消”が1 件あった。

次にソフト面では、「教育改革推進経費等大学改革関連経費の拡充」が10件、「教育内容・方法の改善に関する経費の拡充」が27件、「教育改革のための勉強会、情報収集、調

査等に要する経費の充実」が30件、「シラバスのデータベース化、全国ネットワーク化、全国センターの設置などシラバスの改善」に関するものが9件、「モデル授業のビデオ化」など教材の開発と作成」が7件、「学生・地域・外国等とのコミュニケーションの改善」が5件、「教育内容・方法法改善の成果公表」「シラバス作成」「学生実習の手引書」など「印刷費の拡充」が5件、「職業高校だけでなく普通高校出身者のための補習教育経費」及び「留学生の日本語教育のための補習教育経費」の計上、「補修教育のための予算及び定員確保」など「補習教育関係」が2件あった。

最後に人件費に関するものでは「補助職員・助手・T A・非常勤講師などサポートイング・スタッフの増員」を望むものが15件、「教官研修費の拡充」が8件、「旅費の増額」が3件であり、「定員増」は2件にとどまった。

その他の予算上の要望は10件で、「小規模学部・文系学部などへの特別の配慮」「大学が自由裁量で使える予算措置」「積算校費の明確化」「大学院学生のための研究費助成」など、多岐にわたっている。

VII. その他、シラバスに関する意見

「特になし」とするものが53件あった他、意見というよりは「現況報告」に類するものが6件あった。

改善策として最も多かったのは、「データベース化」「シラバスオンラインシステム」「インターネット化」「マルチメディア化」「ホームページ作成」「Eメール対応」「学内LAN活用」「CD-ROM活用」など「電子化」の提案で、実際に41件もあった。その効用としては、「作成事務の省力化になる」「分厚い印刷物を持ち歩かずに済む」「その都度廃棄処分にする必要がなく、資源の節約になる」「全学さらには全国大学間の情報交換や受験生・高校などからの情報アクセスにも便利である」「講義の進行に合わせて修正や補完が可能となる」といったことが指摘されている。

その他の具体的改善策としては、比較文化や国際関係などの分野で「英語版を出す」というものが2件、シラバスの向上を図るため「大学間の情報交換」「各大学のシラバスの比較研究」「高校側や受験生が入手可能にする」などが3件、「検索可能で使い易いフォーマットの開発」が1件あった。

財政措置が必要とするものが12件あったが、その理由としては「シラバスを関係者全員に配布できるだけの印刷費」「電子化に要する経費」「作成者の負担軽減」「教室の整備」「授業成果の報告書作成」「シラバス情報センターの設立」などが挙げられている。

シラバス作成について否定的ないしは消極的意見が3件あったが、その内容は「学生が関心をもたず、読まれていない」「労力や費用の割には教官・学生共に活用していない」「シラバスの内容・参考文献等は教官の思想信条に関わることだから、その公表は慎重を要する」などというものである。

これに対してシラバス作成の意義を強調する意見も6件ほどあった。その内容は「シラバスを作成するのが当然であり、ないのはおかしい」「きちんとシラバスをつくりそれに

沿って授業するのが当然であり、強制してでも原稿を作らせなければならない」「学生のために有益なので、作成は大変だが継続さるべきだ」「特に学際領域において授業体系の整合性、統一性、方向性を明確にするのに役立つ」「詳しいシラバスがある大学ほど良い大学だとする社会的合意が形成される必要がある」などというものである。

また、今後より充実した内容のものに改善を図っていくべきだとする意見が15件あった。「よりわかり易く、利用し易いものにする」「より詳細な情報、あるいは学生の知りたい情報を盛り込む」「実質的に役立つものにする」「研究委員会を組織し、改善策を検討する」「シラバスは学生用のものであり、授業内容をきちんと学生に知らせるものだということを全教官に徹底する必要がある」などがその内容である。

改善の余地のある問題点として、まず「大部に過ぎて携帯に適さない」点を指摘したものが6件あるが、これに関する対策として、前述した「電子化による解決」の他に、「学科ごとの分冊にする」「ルーズリーフ方式にする」などが挙げられている。

より内容的な問題点としては、「基礎科目など内容が定型的のものには適しているが、特講のように最新の研究テーマを取り上げるものには向かない」「問題解決型の授業には適さないのでルーチン型の授業に限るべきだ、すべての科目について作成する必要はない」「詳しく書くと実際と違いが生じるので、授業の狙いとアウトラインにとどめるべきだ」「シラバスにある程度の自由度がないと生き生きした授業ができない」「複雑でなく、シンプルな方が使い易い」「学問分野や授業形態によって一律に処理するのは難しい」「形式的・画一的なシラバスが目立つが、教官の個性を生かす工夫が必要とされよう」「学年や学期単位でなく、月単位くらいでつくるのがよい」といったことの指摘が10件あった。

<調査結果のコメント>

I. シラバス作成の状況

(1) シラバス作成の普及

平成7年度の教育白書によれば「従来、我が国の大学では、学生の授業科目選択に際しての「履修要項」等により授業科目の概要の紹介がなされることであった。しかし、（中略）詳細な授業計画（シラバス）を予め作成し、公表する試みは一般に行われてこなかつた」という（文部省『平成7年度・我が国の文教施策』1996年、19頁）。

事実、平成6年度に行われた総務庁行政監察局の実地調査でも対象とされた26国立大学のうち、作成済みが5校、作成中が3校、検討中が7校、当面は作成する方針がないが11校といった状況であった。

シラバスを作成していない理由としては、「現行の『講義要目』、『履修案内、授業時間割表』等にシラバス的な内容が一部含まれており、当面、これで足りている」（4校）、「学生の履修届の参考に資するため、事前に各講義を受講できるシステムを探っており、この時点での目的・内容をある程度聴取できる」（3校）、「シラバスの作成の必要性は認識しているが、その作成の要否は教官の専管事項であることから教官に一任しており、全学又は学部として統一的な作成にはなじまない」（2校）、「問題発掘型の専門教育科目については、学生の反応や理解度に応じて講義を進める必要があり、一律的なシラバスの作成にはなじまない」（2校）などが挙げられていた（総務庁行政監察局『大学行政の現状と課題』1995年、31～32頁）。

しかし、状況は急速に変化しており、今やほとんどの大学がシラバス集を作成し、印刷公表するようになっている。文部省の調査を見ても、平成3年どの大学設置基準改正を踏まえて平成7年度までに全体の8割以上に当たる428大学がカリキュラムの改革を行っているが、国立大学では93%が「実施済み」、5%が予定、検討中が2%となっている。また、同年度に「授業計画（シラバス）」を作成したところは281大学に及んでいる（大学課大学改革推進室「大学改革の進捗状況について」『大学と学生』1996年7月号）。

我々の調査でも「シラバス」を大学全体で作成している場合と部局単位で作成している場合とを合わせれば、殆どの国立大学がシラバスを作成していることになる。

部局単位で数えれば、まだ作成していないところが2割程度残っているようだが、その多くは、「現在検討中で近く作成する予定」「新設されたばかりなので」「改組が進行中なので」「カリキュラムの改訂中ないしは移行期間であるため」など、何らかの意味で過渡期にあることを理由としている。このことからいって、そうした部局でも多くは一两年中にはシラバスを作成するものと見て良いであろう。

シラバスの作成がこれだけ急速に普及した理由としては、大学審議会の答申を受けて文部省が大学改革推進経費にシラバスの作成及びデータベース化の予算を組むなど、積極的に推奨する方針をとったこと、1991（平成3）年度の大学設置基準改正を踏まえて一般教育や学部教育の見直しが各大学で行われたことなどが挙げられよう。

(2) シラバス作成の意義

シラバスを作成していない場合、シラバス作成の主要目的である「学生への情報提供をどうしているか」という質問について回答した部局の8割以上は、授業内容の概要を知らせる印刷物を作成している。その名称は極めて多岐にわたるが、その中には「講義概要」「講義要綱」「授業要覧」など、シラバスの名称として挙げられているのと同じものも含まれている。また、「授業科目一覧」など名称としては違っていても「各授業の概要、授業計画、教科書、参考書等を記載」するなど、内容的に「シラバス」と大差ないものも見出だされる。

ここから、類似の内容の印刷物が部局によって「シラバス」と解されたり、それとは別の物と解されたりしていることが窺われる。となると、「シラバスを作成していない」と答えた部局の中にも実際には類似のものを作成しているところが存在することが考えられる。それとは逆に従来の講義概要等と実質的に変わらないにもかかわらず、「シラバスを作成した」と回答している部局があることも考えられないわけではない。したがって、「シラバスを作成した、していない」という前述の区分は若干回答者の主観的な判断に左右される可能性は否定できない。

それにしても、今日国立大学のほとんどの部局でシラバスが作成され、あるいは作成されようとしているが、以前からシラバスという用語こそ使われなかつたものの、それに類する印刷物を作成していた部局が少なくなかった。だとすれば、シラバスが作成されるようになったことの意義はどこにあるのか。

その一つはシラバスの作成が半ば義務化されたことである。これまでシラバスないしはそれに類似するもの作成するか否かは大学ないしは部局の裁量に属し、それぞれの判断にしたがって作成されたり、されなかつたりした。しかし、現在では作成するのが当然とする雰囲気が形成された結果、一種の社会的強制力を帯びるに至っている。

そのためか、前述した行政監察局が実地調査した際の回答に見られたような、“シラバス作成の要否は教官の専管事項だから、全学又は学部の統一的な作成にはなじまない”といった見解は今や全く影を潜めている。

もう一つは様式・内容等が収斂していくことである。従来はそれぞれの大学あるいは部局によって個別に作成されており、全国的に制度化されたシステムではなかつたため、名称、様式、内容等がバラバラであった。現在でもそれほど変わっていないが、制度化された結果、今後はそれらが次第に一定の方向に収斂していくことが予想される。

(3) シラバスの概念

以上の説明からも分かるように、肝心の「シラバス」が何を意味するかについて部局の理解は必ずしも同じではない。文部省は「シラバスとは一般に授業計画をさす」としているが、それは本来個々の教員によって作成されるものであり、大学あるいは部局などがそれをまとめて冊子にしたもののが「シラバス集」であるとしている（前掲書、19～20頁）。

この定義に従えば、現在各大学で「シラバス」と呼んでいるものは正確には「シラバス」ではなく、「シラバス集」だということになる。確かにその方が正確な理解と思われるが、現状では「シラバス集」よりは「シラバス」と呼ぶ方が一般的である。そのため、ここではそうした慣習に従って「シラバス集」を「シラバス」と呼ぶことにした。

シラバスの名称は様々であるが、内容の方は名称ほどの違いはない。文部省によれば、シラバスとは「各授業科目のねらい、授業の概要、1回ごとの授業内容、教科書・参考書、成績評価の方法・基準等について具体的な記載がなされているような」ものということになっているが（前掲書、20頁）、それらはほとんどのシラバスに含まれている。

シラバスの分量を見ても実質的にそれほど大きな違いは見られない。むろん全体の頁数としては大冊もあれば、小冊子の場合もあるが、この違いは多分に大学や部局の大きさに起因している。科目当たりの頁数を見ると、1頁か半頁のものがほとんどであり、記載内容に量的な差異は少ない。

このように見えてくると、シラバスの名称が多岐にわたっているにも関わらず、その内容と分量については、おおよその共通理解があると考えてよいであろう。今後回を重ねるにしたがって内容はさらに収斂していくものと考えられる。

(4) シラバスの作成

シラバスを作成する上での障害は大きく分けて二つある。一つは教員の協力を確保する問題である。シラバスを作成することに関する合意の形成から始まって、原稿の回収に至るまで、シラバスの取りまとめに関わった教職員にとっては最も厄介で神経を磨り減らす作業のようである。

もう一つはシラバスの記載内容や編集校正に関わる問題である。シラバスの記載内容や記載の要領、様式や項目、範囲などは、初めての試みであるため、決定に手間取ったようである。しかし、この問題は回を重ねるごとに自ずから落ち着いてくると見てよいであろう。編集校正もまた技術的な問題であるだけに、経験を積むにしたがって上達していくものと考えられる。

シラバス作成の時期に関しては、年度末に集中しているが、この時期は学年末であると同時に入学試験のシーズンで大学が最も多忙なときである。したがって、作成時期をもう少し繰り上げるか、専任のスタッフを用意するなどの対策が検討される必要があろう。

II. シラバス作成の評価

(1) シラバスの目的と効果

シラバス作成の目的について、1991（平成3年）2月の大学審議会答申（大学教育の改善について）は「学生の学習意欲の向上を図り、学習内容を着実に消化させるためには（中略）、授業計画（シラバス）の作成・公表、充実したカリキュラム・ガイダンスなどを積極的に推進する必要がある」と述べている。これからシラバスの作成は当初主に学生の学習に資することを目的として提言されたことが分かる。

しかし、我々の調査ではほとんどの部局が「学生の学習準備もしくは科目選択のための情報提供」を、また半数前後の部局が「教官の授業内容の調整」「カリキュラム検討の資料」を挙げている。シラバスが学生への情報提供だけでなく、教官のためにも有用であるという共通理解に基づいて作成されていることが知られる。

他方、「目的通りに活用されている」と答えた部局が9割近く、また「予想通りの効果があったとする部局が8割以上を占めている。これから見ておおむね目的は達成されないと解される。

「シラバスを作成して良かった思われる点」を挙げた回答が「マイナスと思われる点」を挙げた回答をはるかに上回っており、評価は極めて良好であるといえる。シラバスは学生及び教官だけでなく、事務官、部局や大学さらには受験生や科目履修希望者など大学外部の人々にとっても様々な効用があることが広く認められており、その作成は学生だけでなく、大学の教職員によってもおおむね好意的に受止められている。

文部省の教育白書は「シラバスを作成・公表することの効果として、まず、学生に授業の内容について事前によりよく認識させ、計画的・体系的な授業科目の選択、積極的な授業参加を促すことが期待される。また、教員に対しては、言わば授業の設計図であるシラバスを公にすることを通じ、自己の授業内容の一層の向上に向けての努力や体系的な教育指導の充実に向けて教員相互の連携・協力を促進することが期待される」と述べているが（前掲書、21頁）、おおむねそうした効果が生まれているとみてよいであろう。

（2）改善の余地

同時に、幾つかの改善すべき点が指摘されており、今後の参考になる。その多くは学生・教官・事務官を問わず共通していたが、事務官からは改善の提案が比較的多くなされていた。これは彼等が教官と学生の接点に位置していることや実際のとりまとめに携わった結果であろう。

第一は分量の問題である。これについては「大部で重すぎるため持ち運びに不便であり、もっとスリムで携帯に便利なものにすべきだ」という意見が多かった。この問題の解決策としては「分冊にする」「データ・ベース化する」といったことが提案されていた。これは確かに有力な解決策であるが、下記に述べるような解決策も合わせて検討されるべきであろう。

第二は記載内容の問題である。これについては「さらに詳しいものが欲しい」「もっと具体的なものにする」「もっと充実させてもらいたい」という要望がある反面、「詳細にすぎて読みにくい」「もっと簡潔にすべきだ」などという意見もあった。これは個人によつて要望が異なるためかもしれないが、部局によって詳細にすぎるものと簡単にすぎるものがあるということも考えられる。

第三は編集体制の問題である。これについては「検索可能で使い易いフォーマットの開発」など電子化による改善策が圧倒的多数を占めた。この他に「教官との連絡を密にする」などの他、「教官の意識改革と協力を望む」声が事務官側にはあった。

(3) シラバスとコース・カタログ

現在ほとんどの部局においてシラバスの分量は1科目当たり1頁ないしは半頁となっているが、この中に「授業の狙い」「授業の概要」「各回ごとの授業のテーマ・内容」「成績評価の方法・基準」「履修方法」「履修資格」「教科書・参考書の指示」「担当教員から学生への要望」「課題・レポートの指示」「予習・復習の指示」「オフィスアワーの指示」等を盛り込むのは確かに無理がある。

したがって、教官の間に「1科目1頁では書き切れない」「字数制限のために十分に説明できない」という意見があり、学生の間に「さらに詳しいものが欲しい」「もっと具体的なものにしてもらいたい」という要望があるのは尤もといえよう。しかし、その反面で、「大部にすぎる」「詳細にすぎる」という問題があり、「携帯に便利なものにして欲しい」「もっと簡潔で読み易いものにすべきだ」といった要望がある点も考慮する必要がある。

この問題は結局現行の分量では教官が受講学生に示すシラバスとしては簡潔にすぎるし、大学あるいは部局による学生への情報提供あるいは外部への広報活動として配布するコース・カタログの内容としては詳しすぎるということであろう。後者の場合は科目名及び授業の狙いと概要程度で足りると考えられる。

だとすれば、この問題はシラバスを集めてそのままシラバス集とするのではなく、個々教官によるシラバスとは別に大学あるいは部局によるコース・カタログのようなものを出すことによって解決されよう。

(4) 根拠乏しい反対意見

教官側から出された批判的な見解としては授業の進め方が制約を受けるというものが最も多かった。「シラバスが作成されると、途中での変更が困難となるため、授業が硬直化したものとなる」「数ヶ月前ときには1年前に記述するのは困難である」というのである。

確かにポスドク相手の研究指導か大学院博士課程の授業でもあれば、そうしたことさえられよう。しかし、大学基準協会の調査研究によれば、現在の我が国では理工系・医療系・人文社会系を問わず、大学院博士課程の授業はほとんど行われていないのが実状のようである（石井紫郎編『転換期の大学院教育』、1996年、大学基準協会）。

となると、上述の回答は学部か大学院修士課程についての話と考えられる。そうだとすれば、数ヶ月の間に講義の概要が全く変わってしまうなどということは想像しにくい。むろん細部に関しては変更もありえようが、その理由を学生に述べれば了解されよう。

この種の反対意見の変形として、「学問分野や授業形態によって一律に処理するのは難しい」「ルーチン型の授業、基礎的な科目などはよいが、問題解決型の授業、最新のテーマに関する特講などには向かないから、すべての科目について作成する必要はない」という意見もある。

むろん、シラバスの内容は学問分野や授業形態によってある程度違ってくるのが当然だし、シラバスは本来教員個人が作るものだから、必ずしも一律である必要はない。しかし、

最低限度必要な項目は含まれるべきである。問題解決型の授業、最新のテーマであればあるほど、学生に理解しやすくするためより詳細であることが要請される。したがって、むしろルーチン型の授業、基礎的な科目以上にシラバスが必要とされるのである。

さらにいうならば、大学の授業内容は少なくとも学部レベルの場合、ある科目がどの教員によって担当されるにしても、さらにはどこの大学で行われるにしても、基本的に内容が大きく変わらないものなければならない。そうでなければ単位の認定も意味がなくなるし、大学間の単位互換も不可能となる。

教官の間には作成したくないという思いがあるが、それをストレートにだすのは憚られるところから、様々な尤もらしい理由付けがなされているように思われる節もないではない。「シラバスの公開は教官の思想信条を侵害するおそれがある」などはその最たるものといえよう。その点を率直に述べたのが「作業量が多く、手間・暇がかかり、面倒」というもので、これが正直な気持ちであろう。

この他に「規格化されているために独自の内容を出しにくい」「書式に縛られて書きにくい」といった見解もあった。これはある程度分かるが、シラバス作成をやめる理由とするには弱いといわざるをえない。

教官、事務官を通じて「時間・費用・労力を要する割には十分活用されておらず、資源の無駄遣いとなっている」という見解も見られた。時間・費用・労力を要することは確かにあるが、それに見合うあるいはそれ以上の成果があったという見解の方がはるかに多いことから見て、例外的ケースと考えられる。

III. 予算措置

(1) シラバス作成の経費

シラバス作成に要した経費は9割以上の部局が300万円以下であった。この金額を大きいとみるか小さいとみるかは意見がわかれようが、予算規模の小さな部局ではかなりの負担であろう。そのためかシラバス作成を永続させるためには何らかの予算措置が必要とする部局がほとんどであった。

(2) 予算措置

シラバスの作成を永続させるためには従来の部局配当予算だけでは困難であり、然るべき予算措置が不可欠だというのは理解できる。教育研究費に繙寄せが続くようでは反対勢力が力を増す結果を招き、大学改革は難しくなる。したがって、そうした事態が生じないようにする必要があることは改めて述べるまでもない。

しかし、シラバス改善のための予算措置は「大学改革推進等経費」において既になされている。したがって、それらを積極的に利用することによって、部局予算に重圧を及ぼす事態はかなりの程度回避できるはずである。

現に我々の調査からも、シラバス作成のための具体的な予算捻出の方法として、各種の大学改革経費等によって賄っている部局と、全く従来の部局予算から捻出している部局と

があることが知られる。したがって、部局の工夫と努力によって対処できる余地は大きいにある。むろん、今後も大学改革関連経費、特に教育内容・方法改善経費などの増額が図られる必要があることはいうまでもない。

結論的にいって、今日我が国の大半では様々な改革が進行しているが、その中でも最も活発なもの一つが「授業計画」（シラバス）の作成である。それだけではない。「授業計画」（シラバス）の作成はこれといったデメリットがなく、もっぱらメリットのみが期待できる数少ない改革プロジェクトと考えられる。